

## 臨床遺伝認定登録医制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床遺伝認定登録医制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 審査料 10,000 円
- (2) 認定料 10,000 円
- (3) 登録医維持料 25,000 円/5年（登録医認定時および更新時に徴収）

\* 一旦受領した費用は、返還しない。

(登録医の申請資格)

第3条 登録医を申請するものは研修単位として以下の内容をみたさなければならない。

- (1) 5年間に取得すべき総単位数は70単位以上とする。ただし、日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会への計3回以上の参加（30単位以上）を必須とする。活動実績は、認定日から申請時から遡って5年以内に経験したものとする。
- (2) 単位取得の対象となる学会参加と発表、専門誌への論文掲載については原則として、以下のとおりとする。

<u>参加によるもの</u>	単位
日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会の学術集会	10
日本医学会の学術集会	8
委員会が認めた臨床遺伝関連学会（対象学会は別に定める）の学術集会	5
その他臨床遺伝関連諸学会（臨床遺伝関連のセッションに参加の上、裏付け資料提出）	2
委員会が認めた国際的臨床遺伝関連学会	8
その他の国際的臨床遺伝関連学会	5
日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の学術集会において臨床遺伝専門医制度委員会が企画した専門医の教育に資する講演	1*
臨床細胞遺伝学セミナー	5
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリング研修会（1日につき）	5
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリングアドバンストセミナー**	10
遺伝性腫瘍セミナー	5
委員会が認めた研修会	1～3

\* 1学術集会あたりの認定単位は合計2単位まで。

\*\* 実技を中心とした研修会であり、参加を推奨する。

発表等によるもの

日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会での一般演題の筆頭演者および corresponding author（両学会の演題登録時に corresponding author を記載する事になってい

る)	3
日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会および臨床遺伝関連学会（単位一覧表に記載のある）での特別講演・教育講演・シンポジウム・セミナー・研修会等の筆頭演者および corresponding author。	5
他学会での遺伝医学に関連する一般演題の筆頭演者および corresponding author（学会プログラム・演題抄録のコピーを添付し、演題ごとに委員会で審査し、適切と認められた場合に単位を認定する。（例：日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本神経学会で遺伝医学に関する演題を発表する場合等）	3
査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者あるいは corresponding author として遺伝医学関連論文が掲載されること	8
査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者や corresponding author 以外のその他の著者として遺伝医学関連論文が掲載されること	3

（登録医資格更新）

第4条 規則第8条に定める登録医の認定更新は、次の各号により行うものとする。

- (1) 更新の申請時において4年以上引き続き臨床遺伝認定登録医であること。
- (2) 5年間に取得すべき総単位数は第3条と同様とする。

（登録医認定期間の延長・登録医資格の停止・登録医資格の返上）

第5条 海外留学、病気療養、あるいはその他特殊な事情のために登録医認定期間に第4条に定める資格更新のための活動をする事ができなかった場合に理由を添えて認定期間の延長・登録医資格の停止・登録医資格の返上を申請できるものとする。

1. 認定期間の延長は以下の条件とする

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。  
（初回1年・2回め1～2年、もしくは初回2年・2回め1年）
- (2) 延長期間中は臨床遺伝認定登録医を標榜でき、臨床遺伝認定登録医としての活動ができる。
- (3) 期間中は制度維持費（5000円／年）を納めなければならない。
- (4) 期間中の学会セミナー参加単位、遺伝カウンセリングは更新の対象と認める。
- (5) 延長期間が過ぎた時点で事務局から「更新手続き」の案内が送られる。

初回の延長で更新手続きができない場合には（1）2回目の延長願、（2）資格返上願、のどちらかを提出する。2回めの延長で更新手続きができない場合には資格返上願を提出する。なお本人から初回の延長期間終了時に（1）（2）の届が無い場合、あるいは2回めの延長期間終了時に資格返上願の届が無い場合には、制度委員会が資格を取り消す。

2. 登録医資格の停止は以下の条件とする

- (1) 2回まで申請可能で、認められる期間は最長で3年とする。

(初回1年・2回め1～2年、もしくは初回2年・2回め1年)

なお、特段の配慮が必要な場合においては、本人からの申し出により臨床遺伝専門医制度委員会において検討するものとする。

- (2) 停止期間中は臨床遺伝認定登録医を標榜できず、臨床遺伝認定登録医としての活動もできない。
- (3) 期間中は制度維持費(5000円/年)を免除とする。
- (4) 期間中の学会セミナー参加単位、遺伝カウンセリングは更新の対象には認めない。
- (5) 停止期間が終了した時点で本人から臨床遺伝専門医制度委員会に「再開届」を提出する。
- (6) 登録医資格の認定期間は資格停止前と資格再開後の合計とする。

第6条 この細則は、委員会の議を経て、改定することができる。

附則

2022年12月1日 制定

2025年4月7日 改定